

歯の治療費に関する Q & A

歯医者に行かれて治療費が高いとか、その内容がよくわからないとか、疑問を感じたことがある人は多いのではないのでしょうか。

歯科治療費に関する様々な疑問に答えてみました。
(みんなの歯科ネットワーク)



①治療費はどくらいやって決まる？

保険医療は全国一律の公定価格が原則です。

しかし、制度のルールや運用に大きな問題を抱えているため、同じ治療を受けたはずでも、地区や医院により治療費が異なる場合があります。それは制度や診療単価などの決定が現場無視で行われているため、実際の診療にそぐわないことも多いからです。

自費の場合は独占禁止法により公定な価格が定められません。

ですから、各歯科医院がコストなどを考慮して独自に決め

ています。このため、メンテナンス費用をどこまで含むかや保証をどれくらいつけるかで治療費が異なることもありま

② どうして保険が利かないものが多いの？

保険は疾病保険（病気がないと使えない）であるので、予防処置は基本的に保険では出来ません。人間ドックや成人検診などに保険が使えないのと同じです。

また、歯科には「補綴」（ほてつ）。人工の歯をかぶせたり、歯のないところをブリッジや義歯で補うこと）という特殊な処置があり、これは基本的に口腔機能を回復するリハビリテーションなのでありますが、それには様々な処置方法があり、アメニティ（より快適な、より審美的な）処置と位置付けられるものも多く、このアメニティ部分には日本の保険は使えないのが原則です。

つまり保険は最低限の治療を保証しているにすぎず、また医療費の総枠も決まっているため、歯科医が健康回復のために必要と考えても保険外にされているものも多く存在しています。

ただ世界的に見れば、日本の保険歯科治療は、診療単価は極端に低いです。適用は非常に広範囲に認められています。こ

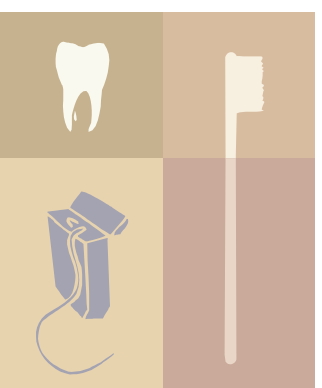
のことは、あまり日本国民には知られていないようです。

③ なぜ歯医者は混合診療が認められているの？

正確にいうと混合診療ではありません。

昭和五十一年当時の厚生省の課長通知により、補綴など一定の処置に限り、根の治療に保険を適用した歯に対して、その後の処置に限り保険外診療を行うことができるという「例外」があるだけです。

これは自費治療への移行であり、これは、いわゆる混合診療ではありません。ごく一部に認められた処置（「保険外併用療養費制度」……「評価療養」及び「選定療養」と呼ばれるもの）を除き、混合診療は歯科でも禁止されています。



④ 保険外の治療ばかりする歯科医師はもうけ主義？

必ずそうとは言えません。

確かに自費治療のほうが、利益は大きいかもしれませんが、

勧める理由はそれだけではありません。

保険診療はとにかくルールが複雑で使いにくく、「必要な治療が必要な時に必要なだけ出来ない」ことが数多くあるのです。また特殊技術を持った歯科医は余すことなくそれを患者さんに施すことも使命であり、保険に縛られない治療もひとつの考え方であります。

ただ保険治療では、丁寧に言えばコスト割れる処置も多くあり、保険治療だけでは歯科医院の経営が成り立ちにくいことは事実です。

⑤ メンテナンスなど定期検診は保険が使える？

使えません。保険が使えるのは、疾病がある時だけです。人間ドッグや成人検診などに保険が使えないのと同じです。

例えば歯周病に罹患していない人に、定期的に歯の清掃を行うことは、保険では認められていません。

⑥ 治療前に見積もりを知りたい

自費診療では見積もりを出すところも多いのではないのでしょうか。

保険診療では見積もりという言葉が使えるのかさえわかりませんが、医療の現場では、

刻々と変化する疾病の状態に合わせて治療計画を変更することはよくあり、特に複雑な処置を必要とするケースでは、初診時に見積もりを出すことは非常に困難です。

治療の最終段階である補綴、つまり、歯をかぶせたり、義歯（入れ歯）を入れたりする場合には比較の見積もりは出しやすい面はあるかもしれません。

⑦ 追加料金が請求されることはある？

上記のように、疾病状態は刻々と変化するために、それに合わせた処置が必要となることはあり、それにしたがって要する医療費も変化していきま

す。これに対する費用を「追加料金」と呼ぶのがふさわしいかは、疑問があります。



⑧ 治療費の明細がもらえない（明細の見方も含む）

保険診療においては明細のわかる領収書の発行が義務付

けられています。但し、現在発行が義務化されている明細領収証は、専門用語が多く患者さんにはわかりづらいものです。

保険で決められた要件以上に説明がされた明細書を発行することも可能ですが、それに対してかかったコスト分の手数料が発生します。

⑨ 治療に失敗しても、治療費を払わないといけないの？

保険治療は請負契約です。「こういう治療を行う」という契約であって、結果に対する契約ではありません。つまり成功報酬ではないのです。

ですから、医療者に明らかな過失がない限り治療費は支払わなければなりません。

全てのケースに対して、100%の結果を出すことが出来ないのが医療の特徴でもあり（これを医療の不確実性といいます）、これは複雑で困難な症例ほどその傾向が強くなります。

成功報酬にしてしまうと100%の結果を出せないことを恐れ、医療提供側が難しい治療を避けるようになり、これは、結果として患者さんの不利益になる危険性も出てきます。

（萎縮診療）

ただ、医療者に明らかな過失があるケースでは、和解や裁判所の判断で慰謝料などを支払うこともあります。

⑩ 治療の結果を保証してほしい

上記したように保険治療は請負契約です。「こういう治療を行う」という契約であって、結果に対する契約ではありません。よって結果を保証することはできません。

ただ自費診療に関しては保証をする医院もあるようです。

⑪ 法外な治療費を請求された！

保険医は患者さんが保険証を提出した時点で保険診療の範囲で治療をおこなうことが義務付けられています。

よって、何の説明もなしに自費診療を行い、費用を請求されたのであれば、それは明らかに違法行為と言えます。

ただし、自費診療に納得しその金額が高いというのであれば、それは個人の感じ方の差があるので一概には言えないでしょう。

「法外」と「高額」では、その意味するところは異なりませぬ。

⑫ 治療費が高額！クリーニングオフはできるの？

施術前なら可能だと思えます。

⑬ 予算内で治療を受けることは可能？

治療内容とあなたの要求度、予算金額によります。

保険治療で最適な治療を受けることが出来るか、あるいは最低限の医療しか受けることが出来ないかには議論があり、また、特に生活の質を高める面が強い歯科においては、患者さんの要求するレベルには大きな幅があり、処置内容によってどこまで要求を満たすことが出来るかが変わってきます。

つまり要求度と予算の高まりはある程度比例すると考えても良いと思います。



⑭ お金がないのでできるだけ安く治療したい

基本的には最低限の治療には保険が適用されています。

ただ、口腔内の状態によっては、口腔の機能を回復するために保険を使ったとしても、相当程度の医療費はかかる場合は

あります。

現在の医療費3割負担が厳しく感じられる人も多く居られると思います。自己負担金を減すためには、社会保障システム全体を変えなければなりません。そのためには、国民の社会保障に対する正しい知識が政府を動かすことにつながります。

ただし、社会保障費は自然に湧いてくるものではありませんから、給付と負担のバランス、提供する医療の質も同時に考えなければなりません。

⑮ 高額療養費制度を利用できるのは？

同じ病院や診療所で支払った1ヶ月の医療費が、80,100円を越える場合には、その額が、手続きをすれば戻ってきます。勿論、歯科でも使えます。但し、年齢などにより詳細が異なるので注意が必要です。

⑯ 歯医者でも医療費控除はできるの？

勿論、歯科も日本の国民保健制度に含まれていますから、控除の対象です。

但し一般的に支出される水準を著しく超えると認められる特殊なものは医療費控除の対象とならない場合があります。

例えば容ぼうを美化するための歯科治療についての費用は、医療費控除の対象にならないことがあります。
詳しくは、申告の際税務署で相談してください。



⑰クレジットカードで分割払いはできる？

自費診療に関してはその医院がクレジットカード会社と契約していれば可能です。

ただし、保険の診療費については、厚労省は明確な答えを出していません。これは、「一部負担金は①すみやかに②全額を払わなければいけない」という決まりに抵触する恐れがあるためです。

⑱ 歯医者でローンは組めるの？

自費に関してはその医院で独自にやっているところもあります。ただ多くはクレジットカード会社やファイナンス会社と契約しています。

Q 17で書いた理由により保険の負担金については、ローン

は組めません。

⑲ 将来の歯科治療に備え、民間の保険に入りたい

耳あたりの良いCMなどで騙されやすいですが、最も効率の良い医療保険は、実は、国民皆保険なのです。

国民皆保険の機能には、リスクが同じ人たちの間での再分配、所得が高い人から低い人への再分配、リスクが低い人からリスクが高い人への再分配、の3つが含まれる優れた制度であり、民間保険に加入し、さらに保険料を支払うことを考えるよりも、今ある国民皆保険をどう充実させるかを国民で議論することが必要ではないでしょうか。

⑳ 歯医者にも謝礼を払ったほうがいいの？

謝礼よりも「ありがとう」の一言の方がうれしいと思いますよ。

㉑ そもそも、歯は一本いくらなのがあるの？

「誤抜歯」の判例は、平成十四年五月二十七日の東京地裁の判例で、歯科医師側に150万円の支払いを命じたというのがあります。

つい最近の報道で、某市立病

院が、平成十三年六月に高校の女子生徒（17歳、当時）が誤って違う歯を抜かれたことに對する損害賠償に合意したというものもありました。その損害賠償額は約18万円です。

しかし、これらの金額は裁判所等が出したもので、それがそのまま歯の価値であるとは言えないと思います。

まだ残せる歯を抜いてくれと言われる患者さんや、逆に歯は命と考える方も居られることを考えてみても、人それぞれ価値観は違いますし、歯の価値を金額で表すことは困難であると考えます。

2009年6月8日

みんなの歯科ネットワーク



http://www.minnanoshika.net/